

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、国際通貨会議を提唱

米国は、7月3日国際通貨問題に関する諮問委員会の設置を発表し、さらに7月10日にはファウラー財務長官が、米国は国際通貨制度改革のための国際会議に参加する用意があると言明した。従来この問題に関して消極的であった米国の態度が積極化した背景には、最近における米国国際収支の順調な改善によって改革交渉上米国の立場が強化されたとの判断があるものとみられる。もちろん米国の考える改革の方向は、ファウラーも明言しているように現行制度の改善強化であり、ドルの準備通貨としての地位を放棄するようなものではないことは明らかである。したがって現行制度の抜本的改革を望むフランスなどとの意見調整はかなりむずかしいであろう。7月19日には、フランスのジスカール・デスタン蔵相が米国の提案に関心を示しつつも、こうした試みはその前提条件(米国国際収支の本格的改善および改革の基本線に関する主要国間の最小限の合意など)が整わない以上時期尚早であると、かなり否定的態度を表明したと報ぜられており、今後の成行きが注目される。

##### (1) 国際通貨取決めにに関する諮問委員会設置

ホワイト・ハウスは7月3日、国際通貨問題を検討するための諮問委員会(Advisory Committee on International Monetary Arrangements)が設置された旨発表した。同委員会は米国の国際収支改善に伴いドルによる国際流動性の供給が止まった場合、世界貿易の拡大に必要な流動性をいかにして確保してゆくかという問題につき検討を行ない、財務長官に進言する予定である。

そのメンバーは、ジロン前財務長官を委員長に、ローザ(前財務次官)、ゴードン(前予算局長官)、ベルンシュタイン(元IMF調査局長)、メイヤー(ニューヨークの投資銀行ラザールフレール社のパートナー)、ロックフェラー(チェース・マンハッタン銀行頭取)、キンドルバーガー(マサチューセッツ工科大学教授)など、実業界、学界の第一人者から成っており、7月16日に第一回会合を行なった。

##### (2) 国際通貨会議に関するファウラー発言

ファウラー財務長官は7月10日、ヴァージニア州法曹協会において講演を行ない、「国際通貨制度改革のため

の国際会議に米国が出席する用意がある」と言明した。その要旨次のとおり。

イ. ジョンソン大統領はわたくしに対し、国際通貨取決め改革のための国際会議に米国が参加する用意がある旨発表する自由を与えた。米国は慎重にしかし遅滞なく前進する決意をしていることを強調したい。

ロ. 本問題を取りあげる機が熟したと考える理由は、

(イ) 米国の国際収支が均衡に近づいていること。

(ロ) IMFおよび最近の国際金融協調の net work を基礎として、国際通貨制度を改善することができ、またしなければならない、という見方が自由世界で一般的になってきていること。

(ハ) 10か国グループによる国際通貨制度改革に関する技術的検討が完成したこと。

ハ. 米國としては、今後必要となる二国間交渉、多国間交渉のための準備をすでに精力的に行なっている。

ニ. 国際通貨会議の前に、予備的合意を得るための準備委員会を今年のIMF総会で設置するのも一つの方法である。しかし米國としてはいかなるタイムテーブルにもとくに固執するつもりはない。先週カラハン英国蔵相とこの問題につき意見交換をしたが、今週は福田蔵相と、さらにIMF総会の前後にはIMFおよび主要国の財政金融当局者と面談したいと考えている。

ホ. 改革を考えるにあたって、現行制度が十分な成果をあげてきたことを忘れるべきではない。現在必要なことは現行制度を全く新しい制度に変えるのではなく、現行制度を強化改善することである。

ヘ. そのためには、ドルの定安を維持することが何よりも必要であり、われわれは国際収支の均衡化を達成しかつこれを長期にわたって維持しなければならない。

#### ◇米国、消費税減税法案成立

消費税減税法案は、6月21日ジョンソン大統領の署名を得て成立し、その一部は翌22日からただちに施行された。これによって今後5年計画で約46億ドル(政府原案約40億ドルが増額修正された)の減税が行なわれるが、その結果第2次大戦および朝鮮動乱当時に定められた現行消費税の大半が廃止されることとなる。減税内容の概要次のとおり。

##### (1) 本年中の減税17.5億ドル(平年度)

エアコンディショナー(5月15日に遡及廃止); 乗用車(5月15日にさかのぼって現行10%より7%へ減税、なお1966年1月1日以降毎年引き下げ、69年1月1日以降1%とする); 宝石、化粧品、旅行靴、事務機械、テレビ、その他家庭用品など(以上6月22日以降廃止); ボーリン

グ、玉突き場などの利用課税(7月1日以降廃止); 入場税(12月31日正午以降廃止)。

(2) 明年中の減税17.5億ドル(前記乗用車減税分を含む)

電話利用税(66年1月1日以降現行10%より3%へ、その後毎年10%ずつ引き下げ、69年1月1日以降全廃); パイプ煙草、株式・債券の売却に対する印紙税、自動車用部品・附属品、金属加工用切削油など(66年1月1日以降廃止)。

(3) 1967年以降3年間の減税11億ドル(乗用車および電話税の減税および廃止を含む)。

不動産売却に対する印紙税(19年1月1日以降廃止)。

(4) なお、現行法に基づき本年7月1日以降減税または廃止されることとなっていた航空料金、アルコール飲料、煙草に対する課税については、現行税率のまま据え置くこととする。

#### ◇米国、銀行以外の金融機関の対外融資規制強化など

連邦準備制度理事会は、さる3月3日に発表した銀行以外の金融機関の対外投融資規制に関するガイドライン(本月報3月号「要録」参照)を改正強化し、6月21日から実施した。そのねらいは商業銀行に対するガイドラインとの不公平是正にあるとみられる。

おもな改正点は、①規制の対象となる海外流動資産の範囲を明確にするとともに、その残高を1964年末または1963年末のいずれか低い方の水準まで引き下げるべきであるとしたこと、②本年中の増加額を1964年末残高の5%以内にとどめるという規制の対象を、取得時における残存期限10年以内のものにまで拡大(従来当初期限5年内)したこと、③対外投融資の優先順位を明確化したこと、④対外投融資残高50万ドル以上の機関に連銀に対する報告義務を課したことなどである。

新ガイドラインの概要は次のとおり。

(1) 海外における流動資産保有残高が1963年末または65年末の残高をこえている時は、そのいずれか低い方の水準まで徐々に引き下げることにする。流動資産には、①外銀または米銀または米銀海外支店におけるすべての預金(ドル建て、外貨建ておよび期間のいかんを問わない)、および②当初期限1年以下のすべての外国金融市場流動債権(政府および政府関係機関の証券、商業手形、金融会社手形、銀行引受手形、その他市場性を有する手形、など、ドル建て、外貨建てを問わない)を含むものとする。

(2) イ. 上記以外のもので、かつ取得時残存期限10年以下の対外投融資(すべての中長期債、抵当証券、貸付、その他の信用)の保有額の1965年中増加率を5%以内にとどめる。

ロ. ワシントン輸出入銀行の保証融資または同行を通ずる融資、および対外信用保険協会(F C I A)の保険を付された貸付は上記(1)の規制の対象外とする。

ハ. 海外支店・子会社(当該機関が10%以上の所有権を有する2金融または不動産業務を主とする外国の会社を含む)に対する純投資(株式取得、資本勘定に対する投資および貸付を含む)は上記(1)の規制対象とする。

ニ. 海外子会社の収益の再投資は規制対象外であるが、可能なかぎりこれを引き揚げるのが望ましい。

ホ. 対外投融資の管理にあたり、各機関は次の優先順位に従われない。

(イ) 輸出信用には絶対的優先権を与える。

(ロ) 低開発国に対する輸出信用以外の投融資には輸出信用に次ぐ優先権を与える。

(ハ) カナダおよび日本に対する投融資は、5%増の枠内である限り、上記に次ぐ優先権を与える。

(ニ) 英国に対する投融資については不当な制限を回避されたい。

(ヘ) その他の先進国に対する輸出信用以外の投融資は、上記4項の需要が満たされた後なお5%増の枠に余裕のある場合以外は行なってはならない。

(ヘ) 個々の金融機関の対外投融資残高が、前記(イ)、(ロ)に基づく融資などによって一時的にガイドラインの目標をこえることは認めるが、その場合はこれを制限内に減少させる計画につき所轄地区連銀と協議しなければならない。

(3) イ. 取得時残存満期限が10年をこえる長期信用(ターム・ローンおよび賦払償還の中長期債で、総額の10%以上が取得時以後10年をこえて返済されるものを含む)および外国会社の株式に対する投資については、前記2の(1)の規制の枠外とするが、前記(2)のホの優先順位(ヘ)に関する長期信用の増加は、通常の場合なるべくこれを回避することが望ましい。

ロ. 関係機関は国際収支対策の趣旨に反する次のような信用供与は自粛されたい。

(イ) 従来の商業銀行貸付の代りとなるような長期信用を供与すること。

(ロ) 米国居住者に対し、自主規制策に反した対外投融資を助成するような信用を供与すること。

(ハ) 外国会社の米国内支店・子会社に対して、本来なら外国の親会社になされるはずの信用を供与すること、または外国において調達されるべき資金の代りとなる信用を供与すること。

(ニ) 海外業務を行なっている米国会社に対し、通常なら海外で調達されるべき資金の代りとなる信用を供与

すること。

(4) 50万ドル以上の対外融資残高を保有する銀行以外の金融機関は、毎四半期末ごとに所轄地区連銀に報告しなければならない。

なお、国際収支対策の一環として政府から提案されていた海外旅行者持ち帰り品免税点を現行の100ドルから50ドルに引き下げ、価格算定基準を従来の卸売価格から小売価格に変更する法案は、議会審議の結果、免税点は現行の100ドルに据置き、算定基準は原案どおり変更することとして6月29日議会を通過、大統領に送付された。実施は10月1日からの予定。

#### ◇米国、第1四半期の国際収支

本年第1四半期の通常収支赤字は733百万ドルと前期(赤字1,551百万ドル)比半減した。改善の主な因は短期資本収支の黒字転換による民間資本収支の改善であるが、政府支出の減少や投資収益の増加も与っている。この間港湾ストの影響もあって貿易収支黒字幅が著しい縮小をみた点を考慮すれば、改善の実勢はさらに大きなものであったといえよう。

民間資本収支の赤字額は全体で前期比9.6億ドル弱減少したが、なかでも短期資本収支は2.9億ドルの黒字に転じ前期(赤字5.4億ドル)比8.3億ドルの大幅改善となった。これは2月の国際収支改善対策実施に伴い、企業の海外流動資産の引揚げ(主としてカナダから)が行なわれ、また銀行の対外短期債権も減少(港湾ストによる輸出減少を反映した面もある)したためである。この間長期資本の流出超過額は14.4億ドルと前期(15.7億ドル)比若干の改善にとどまった。これは、新規外国証券投資は減少したものの、企業の直接投資および銀行の長期貸付けがいずれも国際収支対策実施前に急増したためである。

貿易収支の黒字は前期比約8.6億ドル減少し、9.3億ドルにとどまったが、これは長期にわたる港湾ストによる前期ないし次期へのずれ込みが、輸入(約2億ドル)より輸出(約8億ドル)に大きく表われたためである。3月以降その反動で輸出は回復しているが、今後の見通しにつ

## 米国の国際収支

(季節調整済み、単位百万ドル、-は赤字)

	1964年					1965年
	年間	I	II	III	IV	I
I. 通常取引収支	- 3,106	- 417	- 545	- 593	- 1,551	- 733
A. 経常収支	8,560	2,206	1,930	2,199	2,225	1,549
1. 貿易収支	6,669	1,739	1,468	1,673	1,789	926
(輸 出)	( 25,288)	( 6,149)	( 6,067)	( 6,386)	( 6,690)	( 5,589)
(輸 入)	( 18,619)	( 4,410)	( 4,599)	( 4,709)	( 4,901)	( 4,663)
2. 軍関係収支	- 2,062	- 538	- 529	- 523	- 472	- 485
3. 投・資収益	4,053	1,055	1,050	1,045	903	1,180
4. その他のサービス	- 100	- 50	- 59	4	5	- 72
B. 送金・年金、政府贈与等	- 4,268	- 1,018	- 1,092	- 924	- 1,234	- 1,034
C. 民間資本収支	- 6,237	- 1,317	- 1,231	- 1,577	- 2,112	- 1,154
1. 長期資本	- 4,241	- 732	- 702	- 1,235	- 1,572	- 1,442
(うち米國資本)	(- 4,351)	(- 738)	(- 796)	(- 1,163)	(- 1,654)	(- 1,687)
2. 短期資本	- 1,996	- 585	- 529	- 342	- 540	288
(うち米國資本)	(- 2,111)	(- 589)	(- 548)	(- 406)	(- 568)	( 288)
D. 誤差・記録外取引	- 1,161	- 288	- 152	- 291	- 430	- 94
II. 政府特別取引	308	160	- 37	0	185	65
総合収支	- 2,798	- 257	- 582	- 593	- 1,366	- 668
(参考) (季節調整前)						
金準備増減(←)	- 125	- 46	73	20	- 172	- 832
外貨準備増減(←)	220	228	- 258	45	205	58
IMFゴールド・トランシェ増減(←)	- 266	- 131	- 118	- 135	118	- 68
対外短期債務増(←)減	- 2627	173	- 329	- 951	- 1,520	691

資料: Survey of Current Business 1965年6月号。

いて商務省では、農産物輸出の減少を予想しているほか、非農産物についても先進国の景気停滞、低開発国の国際収支悪化等の不安要因を指摘し、必ずしも楽観していない。

## 欧州諸国

### ◇英国、低開発諸国に対する無利子借款供与等の措置発表

英国は6月21日、近い将来低開発諸国向け借款の一部を無利子、無手数料とする旨発表した。今回の措置は低開発諸国における最近の債務累積を考慮してとられたものであるが、すでに1963年以降の援助借款のほとんどが据置期間分(最初の5~7年)の利子を免除しているので、当面国際収支上の負担とはならないと説明されている。

また、これと同時に、最近資金コストの高騰に悩んでいる英連邦開発公社(Commouwealth Development Corporation)に対する国庫貸付利子を今後同社の投資が収益を生むまで免除する旨明らかにした。

なお、昨年中の英国の対外援助額は190百万ポンドで、

うち85百万ポンドは贈与、105百万ポンドが借入である。

#### ◇英蘭銀行、国際借款使用状況発表

英蘭銀行は、このほど四半期報(6月号)において、本年にはいつからの国際借款使用状況を次のとおり発表した(なお、昨秋のポンド危機当時の使用状況については3月号「要録」参照)。

#### 英国の各種借款使用状況

(単位・百万ドル)

	ニューヨーク 連銀スワップ (注1)	緊急借款 (30億ドル) (注1)	IMF 借入	スイス中 央銀行 借入	計	借入 残高 (A)	対外準備 (月末) (B)	実質対外 準備 (B-A)
(注2) 64年9~12月	{ 1,200 - 1,000	325	1,000	80 (-50(注3))	{ 2,605 - 1,000	1,605	2,319	711
65年 1月		275			275	1,880	2,299	419
2月	95				95	1,785	2,363	578
3月	215	20			235	2,020	2,330	310
4月	40	197			157	2,177	2,352	175
5月	280	-817	1,400	40	343	2,520	2,859	339
65年6月末 残高	0	0	2,400	120	2,520			

(注1) 30億ドル緊急借款枠に含まれているニューヨーク連銀増枠分250百万ドルの使用分は、ニューヨーク連銀スワップ欄に含まれる。

(注2) 月別借入状況は、3月号「要録」参照。

(注3) 1961年のポンド危機当時の借入残存分(当初バーゼル援助にて借入、その後期限3年の長期借款に切替え)を今日の借入によって返済。

#### ◇フランスの景気振興策

(1) 国家信用理事会は6月24日、景気振興策の一環として以下の引締め緩和措置をとることを決定した。

イ. 市中銀行貸出直接規制(昨年10月~本年9月間の貸出増加率を10%以内に抑制)を一時停止する。

ロ. 賦払信用規制の緩和策として、

(イ) 賦払信用会社の信用供与限度額を従来の資本金の8倍から9倍に引上げ、

(ロ) 自動車(新車)に対する賦払信用供与の最長期間を21ヵ月から24ヵ月に延長する。

なお上記イの措置に関する、フランス銀行プリユネ総裁の銀行協会会長あて書簡の概要は次のとおり。①ここ数ヵ月間銀行貸出の増加は規制限度内にとどまっており、当面インフレの危険がなくなったので、1963年2月末以降実施してきた貸出規制の適用を6月末以降停止(suspendre)する。しかし、今後貸出がきわめて急激な増加を示すようなことがあれば、各銀行の6月末貸出残高を考慮して貸出規制を復活する。②従来、貸出政策が著しく寛大な銀行から説明を求め、場合によっては罰則措置としてフランス銀行における再割引限度額を縮小していたが、今後はこれを見合わせる。もっとも各銀行

はフランス銀行に対し従来同様貸出報告を提出すべきこととする、③各銀行は、貸出に際しては慎重(prudence)な態度で対処するよう要望する。すなわち、生産または貿易にとって真に必要な資金や過度の需要拡大によって、物価上昇をもたらしかねない資金需要は部門のいかに問わずこれを抑制する一方、フランス経済の強化に必要な資金需要はすべてこれを充足することが必要である。

(2) フランス政府は7月1日、投資資金調達のため新たに国債を発行することを決定した。発行条件などの詳細は未定ながら大綱は次のとおりである。

イ. 発行時期 本年秋ないし年末

ロ. 発行額 約10億フラン

ハ. 条件 期間 未定

利率 発行時の市場レートを勘案して決定、おおむね5.45~5.75%。利息について

の免税特典なし。

#### ニ. 資金の使途

社会経済開発基金(FDES)、中小企業信用金庫(Credit Hôtelier, Commercial et Industriel)などを通じ、国有企業ならびに国民経済上重要な民間企業の設備資金として貸し付ける。

(参考) 最近における国債の発行条件は次のとおり。

1963年5月: 10億フラン、15年、4.25%、免税。

9月: 20億フラン、20年、最初の10年間4.25%、免税、後の10年間4.75%、免税特典なし。

1964年3月: 15億フラン、条件上に同じ。

#### ◇フランス、銀行業務拡大の動き

国家信用理事会は目下、市中銀行の業務分野を拡大することを検討中である。これは、預金銀行の預金受入れを2年以内の短期ものに限っている現行制限を撤廃する一方、事業銀行に対する現行の短期預金の受入れ制限も撤廃するというものである。本措置の実施には銀行法(1945年公布)の改正を要する。

本措置のねらいは、膨大な支店網を有する預金銀行の

窓口を通じて安定的な貯蓄資金の吸収を促進し、それによる投資促進効果を期待したところにあるとみられる。

(注) 現行の「フランス銀行および大預金銀行の国有化ならびに信用組織に関する法律」(1945年12月公布)中の預金銀行、事業銀行に関する規定は次のとおり。

預金銀行とは一般から要求払もしくは2年以内の定期の預金を受け入れる銀行をいう。

事業銀行の受け入れる預金は原則として2年以上の定期預金または通知預金に限る。

#### ◇フランス銀行、7月の流動比率を据置き

フランス銀行は6月末、7月の流動比率を6月と同様34%に据え置くこととし、8月については36%に引き上げることを選定した。7月の水準を6月並みに据え置いたのは、休暇期入りに伴う現金需要増大に対処するための季節的調整措置とみられる。なお最近における流動比率の推移は、1965年1～3月36%、4月34%、5月35%、6月34%となっている。

#### ◇イタリア、European Parallel Loan の発行

イタリアの国有電力公社(ENEL)は7月12日、EEC各国において初の「並行起債」方式(注)による債券を発行した。同債券の発行は、欧州とくにEEC資本市場の統合への一歩前進を意味するものとして注目されている。

(注) アプス・ドイッチェバンク頭取が提唱した方式。国際的シンジケートを結成して欧州各国内で同時に各通貨建ての起債を行なおうとするもので、欧州資本市場の起債能力の拡大を意図したものである。

新債券の起債内容は次のとおり。

##### (1) 起債額

総額	1,370 億リラ(約2.2億ドル)
イタリア	1,000 億リラ(約1.6億ドル)
フランス	125 百万フラン(約25百万ドル)
西ドイツ	100 百万マルク(約25百万ドル)
オランダ	25 百万ギルダー(約7百万ドル)
ベルギー	100 百万ベルギー・フラン
	(約2百万ドル)
ルクセンブルグ	30 百万ルクセンブルグ・フラン(約0.6百万ドル)

##### (2) 起債条件

表面金利	6%(各国共通)
期間	15年( )
発行価格	各国市場の現状に合わせて決定
	イタリア政府保証付

なお発行代り金は、イタリアの電力産業国有化(1963年初年から実施)に伴い補償、利払いおよび新規設備投資などに充当される。

#### ◇ベルギー、金融緩和措置を実施

ベルギー中央銀行は7月13日、最近の景気沈滞化傾向に対処するため以下の金融緩和措置を選定した。

(1) 現金支払準備制度(注)の適用を7月15日以降停止する。

(2) 市中銀行貸出規制(1964年1月以降実施、年間貸出増加率を10%以内に抑制)を廃止する。

(注) 本制度は1961年12月に制定されたもので、準備率の最高限度は要求払預金および期間1か月以内の預金については20%、1か月超2年以内の預金については7%となっている。1964年8月17日以降実際に発動され、準備率は期間2年以内の預金について一律1%であった。

#### ◇デンマーク、輸入制限を緩和

デンマーク商務省はこのほど、EFTAの輸入制限緩和政策に沿って7月1日以降ネガティブ・リスト中の非農業製品の輸入制限をさらに緩和する旨を発表した。今回自由化されるおもな商品は、家庭用電気冷蔵庫、洗濯機、壁紙、自転車などで、これによりデンマークの非農業製品のほとんどが自由化されたことになる。なお若干残る輸入制限品目についても今後18か月以内に自由化されることになっている。

ただし、今回の自由化措置は現在輸入承認を必要とする特定国(日本、東欧、一部の南米諸国など約20か国)からの輸入には適用されない。

#### ◇オーストリア、預金準備率の引上げ

オーストリア中央銀行は6月23日、現行の預金準備率を一律に½%引き上げ6月30日から実施することを決定した。新準備率は次のとおり。

① 1959年末の預金量が10百万シリングを超える対象金融機関

要求払、定期預金	12%
貯蓄預金	10%

② その他の対象金融機関

一律に	8%
-----	----

今回の措置は、企業の旺盛な資金需要や物価の騰勢など、引き続き景況の過熱傾向に対処してとられたもので、昨年10月末の引上げ(39年10月号「要録」参照)に続いて行なわれたものである。

なお同行は同時にかねて懸案のオペレーション政策の強化についても検討した結果、「金融市場大蔵省証券法」(40年5月号「国別動向」参照)に基づき売オペレーションを行なう旨意見の一致をみた模様である。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇インド準備銀行、輸入保証金制度を実施

インド準備銀行は、このほど輸入保証金制度の新設を決定、次により7月1日から実施した。

(1) 輸入額が5千ルピーをこえる全商品の輸入について、輸入価額の25%相当額を輸入保証金として外国為替公認銀行に預託させる。預託の時期は商品船積前であることを要する。

(2) 輸入保証金は、次の3要件を具備した場合、直ちに返還する。

- イ. 保証金預託後2か月を経過していること。
- ロ. 輸入代金の支払が完了していること。
- ハ. 輸入関係書類を準備銀行に提出済みであること。

(3) 輸入保証金に対しては年2%の割合で付利する。

同国では、昨年来食糧、開発資本財を中心に輸入が増勢をつづけ、借款元利払の増高も加わって外貨事情は極度の悪化を示している。今回の措置はこうした現状に対処し、輸入の抑制をはかるためとられたものである。

### ◇パキスタンの1965/66年度予算案

パキスタン政府は、6月16日、1965/66年度(1965年7月～1966年6月)予算案ならびに税制改正案を議会に提出した。

同予算案によれば、經常、資本両勘定をあわせた総歳出規模は、第3次5か年計画の開始に伴う経済開発費の増加を主因に8,179百万ルピー(約17.2億ドル)と前年度修正予算(以下単に前年度という)に比べ20%方拡大しているが、その財源として外国援助に多くを期待している点に問題が残されている。その概要は次のとおり。

(1) 經常勘定……歳出は一般行政費、国債費の増加から総額2,983百万ルピーと前年度を9.8%上回っている。これに対して歳入は、現行税制を前提に租税の自然増収を見込んで3,556百万ルピー(前年度比7.4%増)を予定、結局、歳入超573百万ルピー(同22百万ルピー減)を計上して、これを資本勘定へ繰り入れることとしている。

(2) 資本勘定……歳出は経済開発費の大幅増額から4,623百万ルピーと前年度比32%の著増を示しており、これをまかなうため外国援助に前年度比33.6%増の2,729百万ルピー(5.7億ドル、資本勘定歳入の59%)を期待するほか、国債発行178百万ルピーを予定しているものの、なお収支戻は283百万ルピーの赤字となっている。

もっともこの赤字計上については、本予算案に、下記税制改正に伴う税収の増加(297百万ルピー)が繰り込まれ

ていないためとされており、これを繰り込めば、収支戻は14百万ルピーの黒字になるものと説明されている。

本予算案と同時に提出された税制改正案は次のとおりであるが、そのねらいとしては、第3次5か年計画の開始を背景に、投資財源の増加(増税)をはかる一方、民間貯蓄の吸収、企業活動の活発化を促進することがあげられている。

(1) ジュート製品ならびに綿製品に対する消費税を引き上げる(たとえば粗麻布については、トン当たり70ルピーから200ルピーへ、極上綿織物については、平方ヤード当たり0.31ルピーから0.5ルピーへ引上げ)。

(2) 機械、原材料、潤滑油などに対する輸入税を引き上げる(たとえば機械は12.5%から25%へ、原材料は7.5%から20%へ、潤滑油はガロン当たり0.19ルピーから0.5ルピーへ引上げ)。

(3) 郵便貯金利子に対する所得税非課税限度を元本15千ルピー(従来12千ルピー)に引き上げ、また配当所得に対

### パキスタンの1965/66年度予算案

(単位・百万ルピー)

	入		出	
	1964/65 年度 修正予算	1965/66 年度 予算	1964/65 年度 修正予算	1965/66 年度 予算
經常勘定(注)			經常勘定	
関税	1,063	1,085	一般行政費	439 474
消費税	828	925	国防費	1,321 1,360
所得税	655	740	国債費	399 473
販売税	745	800	州政交付金	409 423
その他共計	4,258	4,736	その他共計	2,716 2,983
うち州政府歳入分	- 947	- 1,180	歳入超過額 (資本勘定繰入れ)	595 573
計	3,311	3,556		
資本勘定			資本勘定	
經常勘定剰余	595	573	開発費	3,256 3,809
外国援助	2,043	2,729	うち かんがい	434 612
国債	— 2	178	郵便・電信 会社などへ の貸付	133 144
赤字	0	283	州政府への 貸付、贈与	2,027 2,298
その他共計	3,503	4,623	非開発費	222 464
			臨時費	25 350
			計	3,503 4,623
合計	6,814	8,179	合計	6,814 8,179

(注) 經常勘定歳入の内訳ならびに「その他共計」には州政府歳入の一部を含む。なお、歳入は現行税率を前提としたもので、税制改正に伴う税収の増減は繰り込まれていない。

する免税限度を年間配当3千ルピー(従来2千ルピー)に引き上げる。

(4) 中小企業に対する法人税割戻し(5%)措置の適用対象を年間所得10万ルピー以下の企業(従来は、工業については5万ルピー以下、商業については2.5万ルピー以下)に拡大する。

なお政府は、国防費が經常勘定歳出の約3割を占め、これが財政の重荷となっている現状に対処するため、国防貯蓄証券(Defence Saving Certificates 年利5%、償還期限5年)の発行を提案している。

#### ◇インドネシア、エカフエを脱退

インドネシアは、3月31日、国連の下部機構の一つであるエカフエ(国連アジア極東経済委員会)を脱退する旨、同事務局に通告した。(注)

(注) 同国はさる1月国連を脱退したが、エカフエ事務局はエカフエ加盟国としての同国の地位がこれにより自動的に失われるわけではないとの見解をとっていた(国連およびエカフエの規約には脱退に関する規定がない)。

なお、同国の脱退により、エカフエ加盟国は25か国(うち域内国は20か国)となった。

#### ◇台湾、証券取引所の一時休業

台湾証券取引所(注1)は6月上旬から株価の落勢が強まり、12日には主要銘柄がストップ安(上下5%以内の値幅制限あり)を示し、先行き市場の混乱が懸念されたため、政府は14日証券管理委員会(注2)の主任委員を更迭するとともに、翌15日から10日間の休業を命じて収拾に乗り出した。

台湾における株価は、すでに昨年来、国際糖価の暴落、公営事業の民間移譲計画の発表(市場に放出される株式総額は約10億元)、国際政治情勢の緊迫などを背景として低迷を続けていたもので、今回の暴落は、①6月8日「証券交易税条例」が立法院で成立したこと(本税は取引額の0.15%にすぎないが、証券取引による所得に対してはこのほか総合所得税が課されることが問題)、②証券管理委員会の指導により従来台糖・台電株を買ってきた市中金融機関が手持株の一部を放出したこと、などをきっかけとしている。

政府は取引所休業期間中対策を検討した結果、①証券管理委員会によるてこ入れ操作は行なわない、②台糖・台電株については当分の間取引を停止し、別途相場安定策を決めることとし、これが決定まで民間のこれら株式所有者に対しては短期融資に応ずる、③「買戻条件付取引」(注3)は6月25日から中止する、④交易税は既定方針どおり徴収するも、証券取引による所得に対する総合所

得税の課徴はしばらく延期する、⑤株式を上場している会社に対し8月15日までに本年上期の財務状況を公表させ、今後も各営業期毎に財務状況を公表させる(従来は未公表)、⑥市中金融機関に対し優良会社の株式に対する投資を勧奨する、などの方針を定め、6月25日から取引所の再開を認めた。

再開後の市場は、金融機関の積極買いにより株価も若干持ち直しつつあるが、昨年来相次ぐ暴落により一般大衆の人氣が冷却しているため、早急な市況回復は困難視されており、当面、台糖・台電株に対する政府の施策いかに注目されている。

(注1) 台湾証券取引所は1962年2月発足したもので、現在の株式会社数は35、額面による上場株式総額は77億元(1元=9円)という小規模なものである。

(注2) 証券管理委員会は従来經濟部に属していたが、6月7日から行政院(内閣)に直属する機関とされ、また主任委員には新たに台湾銀行総経理毛松年氏が任命され、権限、陣容とも著しく強化された。

(注3) 「買戻条件付取引」は市場振興策として、本年2月6日から台糖・台電株に限って認められ、6月からすべての株式にも適用されることになった短期(14日決済)の清算取引であるが、この制度はかえって株価の変動を激化した。

#### ◇韓国、預金支払準備率の引上げ

韓国銀行は6月24日、①市中金融機関の要求払預金に対する最低支払準備率を、現行の12%から16%に引き上げ(貯蓄性預金に対する準備率は、現行10%のまま据置き)る一方、②最低支払準備額のうち現金で保有しうる比率を、25%から10%に引き下げることとを決定、7月16日から実施すると発表した。

同行の発表によれば、今次措置は、本年にはいつから預金の増加により市銀の資金事情が著しく好転し、さらに今後も当分の間こうした預金増加傾向が続く見通しであり、そのため市銀の余裕資金が不急不要産業へ融資されるおそれが出てきたため採られたものである。

ちなみに要求払預金に対する現行準備率は、昨年6月1日の引下げ(20%から12%)に実施以来据え置かれてきたものである。

#### ◇豪州、IMF 8条国に移行

豪州政府は、IMFに対し7月1日付をもって同協定第8条の義務を受諾する旨、通告した。

豪州では1960年以来貿易、為替の自由化が進められ、この結果最近では經常取引に対する制限はほとんど撤廃されるに至っていた。同国の8条国移行はこうした事情を背景とするもので、このため政府は上記通告に当たって為替制限に関する特認をいっさい求めている。

なお、これによりIMF 8条国は、加盟102か国のうち27か国となった。